

第4章 施設整備の基本的な方針等

4-1 施設の規模・配置計画等の方針

(1) 消防施設の個別施設計画の基本方針

今後の維持管理の取組みについては、総合管理計画で示された「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」及び第1次行動計画で示された「維持・保全の基本方針」に基づき実施していきます。

消防本部施設は「予防保全型」施設とします。「第2章 消防施設の目指すべき姿」(1)安全安心な施設で示したとおり、劣化が進む部位の点検を行い、老朽化する施設に適切な保全を行うことで、安全安心な施設を目指します。消防団施設は「事後保全型」施設とします。緊急・災害時における地域に密着した消防団員の詰所となるため、消防活動等を行う機能の維持を図るため、随時、老朽化した施設の更新が必要となります。

施設のあり方の検討は、消防本部(取手消防署)は令和6年度(2024)、宮和田出張所については令和10年度(2028)に施設のあり方の検討①を行い、今後施設を運用する期間を設定します。建築後35年以上を経過した戸頭消防署、吉田消防署、桐木消防署については、令和4年度にあり方の検討①を行い、長期的に使用すべき施設であると判断されています。

耐用年数については、施設のあり方の検討①の際に、建物の構造別に標準耐用年数と目標耐用年数を設定します。消防本部施設は標準耐用年数を60年、目標耐用年数を80年としており、予防保全型維持管理を行い、躯体の健全性を確認のうえ、問題がなければ80年を適用します。消防団施設については標準耐用年数を60年とし、事後保全型維持管理を行います。

長寿命化の方針としては、「第2章 消防施設の目指すべき姿」(2)防災拠点としての施設で示したとおり、近年の大規模な自然災害から、市民の安全安心を守る消防行政サービスの拠点となるよう進めてまいります。

また、「第2章 消防施設の目指すべき姿」(3)持続可能な施設、及び(4)環境変化に対応した施設に基づき、設備の更新、改修時における省エネルギー化や脱炭素化を推進しつつ、施設の配置・運営方法の適正化についても検討を行い環境の変化に対応した施設を目指します。

(2) 消防施設の規模・配置計画等の方針

消防団車庫(旧23分団、旧24分団)については、本来の役割を終えているため、原則廃止するものとします。その他の消防施設については、市域をカバーするためには人口減少率に関わらず施設数を維持する必要があるため、施設の縮小率は設定しませんが、施設のあり方の検討の際には、近隣自治体との連携を含め、最適な配置・規模を検討します。

4-2 修繕・改修等の基本的な方針

消防本部施設については、第1次行動計画で示された「予防保全型維持管理を実施する施設の修繕・改修周期の考え方」のとおり実施していくことを基本的な方針とします。

消防団施設については、同じく第1次行動計画で示された「事後保全型維持管理を実施する施設の考え方」に沿い、点検・調査等により、不具合が認められた場合に適宜修繕を実施し、耐用年数を迎えた時点で、建替え若しくは統廃合等を検討していくことを基本的な方針とします。

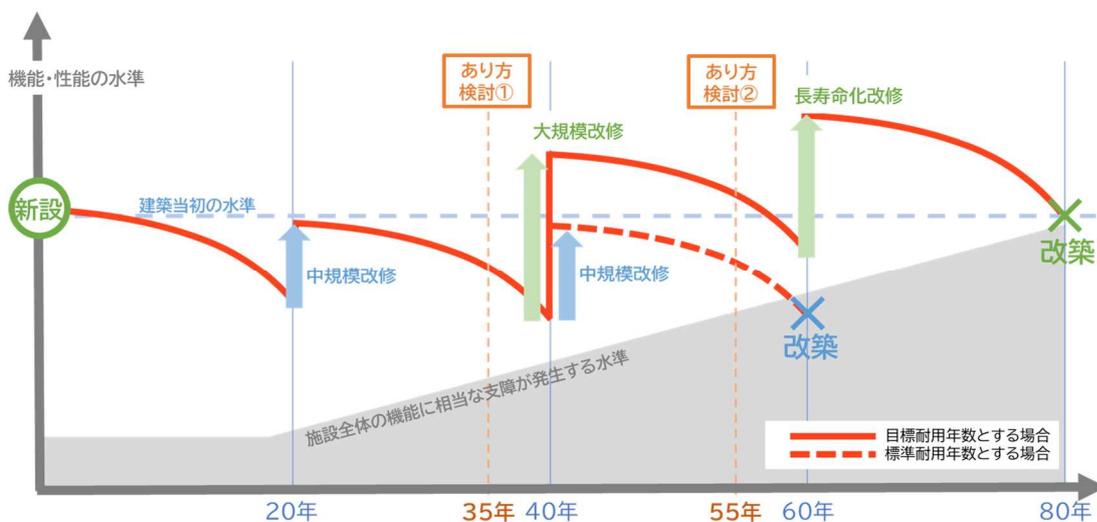
4-3 目標使用年数、改修周期の設定

消防本部(取手消防署)については令和6年度(2024)、宮和田出張所については令和10年度(2028)に施設のあり方の検討①を行い、今後施設を運用する期間を設定します。建築後35年以上を経過した戸頭消防署、吉田消防署、柵木消防署については、令和4年度(2022)にあり方の検討①を行い、標準耐用年数の60年まで必要な保全を行い使用していくことを決定しました。

改修については、令和元年度(2019)～令和4年度(2022)にかけ、消防本部施設(宮和田出張所を除く)の大規模改修工事を実施したことで、当面の間、大規模な改修は予定していないが、目標耐用年数及び長寿命化を見据え、定期的な点検と、20年ごとに周期的な修繕・改修工事を行うことを基本とします。

消防団施設については、標準耐用年数である60年まで適宜修繕等を行い、あり方の検討において、建替え等を検討します。

図表 4-1 修繕・改修のイメージ



出典：第1次行動計画